

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A-1 次の記述は、無線局の運用開始及び休止の届出について、電波法(第16条)及び電波法施行規則(第10条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①の規定により届け出た無線局を□A以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。
 - (1) □B
 - (2) 海岸局であって、電気通信業務を取り扱うもの、海上安全情報の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz 若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
 - (3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
 - (4) 無線航行陸上局
 - (5) 海岸地球局
 - (6) 航空地球局
 - (7) □C
 - (8) 特別業務の局

	A	B	C
1	1 箇月	人工衛星局	気象援助局
2	1 箇月	放送局	標準周波数局
3	6 箇月	人工衛星局	標準周波数局
4	6 箇月	放送局	気象援助局

A-2 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法(第25条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 総務大臣は、免許をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項のうち、総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。
- ② ①の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の□Aをする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる□Bに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ③ ②の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を②の調査の用に供する目的以外の目的のために□Cしてはならない。

	A	B	C
1	開設	電波の伝搬	利用し、又は提供
2	開設	混信	提供
3	開設又は周波数の変更	混信	利用し、又は提供
4	開設又は周波数の変更	電波の伝搬	提供

A-3 次の記述は、電波の利用状況の調査等について、電波法(第26条の2)の規定に沿って述べたものである。
内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむねA)ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下「利用状況調査」という。)を行うものとする。
- ② 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波のB)を評価するものとする。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び②の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要をC)するものとする。
- ④ 総務大臣は、②の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人に及ぼすD)を調査することができる。
- ⑤ 総務大臣は、利用状況調査及び④に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

	A	B	C	D
1	3年	有効利用の程度	公表	技術的及び経済的な影響
2	3年	利用状況	調査の相手方に通知	技術的な影響
3	5年	有効利用の程度	調査の相手方に通知	技術的及び経済的な影響
4	5年	利用状況	公表	経済的な影響

A-4 次の記述は、特定無線局の免許の特例について、電波法(第27条の2)の規定に沿って述べたものである。
内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)をA)開設しようとする者は、その特定無線局がB)、通信の相手方、電波の型式C)並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおいて、第27条の3(特定無線局の免許の申請)から第27条の11(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

	A	B	C
1	100以上	通信事項	及び周波数
2	100以上	目的	、周波数及び空中線電力
3	2以上	通信事項	、周波数及び空中線電力
4	2以上	目的	及び周波数

A-5 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則(第21条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2(電波の強度の値の表)に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に□Bのほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。
- (1) □Cが20ミリワット以下の無線局の無線設備
 (2) 移動する無線局の無線設備
 (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□Dにおいて、臨時に開設する無線局の無線設備
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C	D
1	電界強度、磁界強度及び電力束密度	取扱者	平均電力	発生し、又は発生するおそれがある場合
2	電界強度、磁界強度及び電力束密度	無線従事者	規格電力	発生した場合
3	電界強度及び磁界強度	取扱者	規格電力	発生した場合
4	電界強度及び磁界強度	無線従事者	平均電力	発生し、又は発生するおそれがある場合

A-6 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則(第14条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① □A及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり□B以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備については、この限りでない。
- (1) □Cが20ミリワット以下の無線設備
 (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- ② ①の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	携帯無線通信を行う陸上移動局	1ワット	規格電力
2	携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	平均電力
3	陸上移動局	0.5ワット	規格電力
4	陸上移動局	0.1ワット	平均電力

A-7 次の記述は、放送衛星局の送信空中線の発射する電波の偏波について述べたものである。無線設備規則(第37条の21、第37条の22、第37条の27の12、第37条の27の14、第37条の27の15、第37条の27の17、第37条の27の18及び第37条の27の20)の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波となるものでなければならない。
- 2 G7W電波2,630MHzを超え2,655MHz以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が円偏波となるものでなければならない。
- 3 G7W電波11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平又は垂直となるものでなければならない。
- 4 G7W電波12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平又は垂直となるものでなければならない。

A-8 次の記述は、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の一般的条件について、無線設備規則(第49条の6の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で 832MHz を超え 834MHz 以下、838MHz を超え 846MHz 以下、860MHz を超え 885MHz 以下若しくは 1,513MHz を超え 1,516MHz 以下の周波数の電波を送信するもの又は符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で 887MHz を超え 889MHz 以下、893MHz を超え 901MHz 以下、915MHz を超え 940MHz 以下若しくは 1,465MHz を超え 1,468MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次の一般的条件に適合するものでなければならない。

- (1) 通信方式は、□Aへ送信を行う場合にあっては符号分割多重方式、□Bへ送信を行う場合にあっては符号分割多元接続方式を使用する□Cであること。
- (2) 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- (3) 1の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切替えが自動的に行われること。
- (4) 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- (5) 1の基地局の役務提供に係る区域であって、当該役務を行うために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ□Dができること。
- (6) 時間的に分散して受信されるマルチパス伝搬成分を分離し、各マルチパス成分を合成することにより受信特性を改善する機能を有すること。

	A	B	C	D
1	陸上移動局から基地局	基地局から陸上移動局	半複信方式	細分化
2	陸上移動局から基地局	基地局から陸上移動局	複信方式	拡大化
3	基地局から陸上移動局	陸上移動局から基地局	複信方式	細分化
4	基地局から陸上移動局	陸上移動局から基地局	半複信方式	拡大化

A-9 次の記述は、無線設備の操作について、電波法(第39条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であって、総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。)以外の者は、無線局(□Aを除く。以下同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任されたものであって④の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。)を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② □Bの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 主任無線従事者は、第40条の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ④ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ⑤ ④の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ⑥ ④の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が⑤の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- ⑦ 無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人は、④の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う□Cを受けさせなければならない。

	A	B	C
1	実験無線局	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	訓練
2	実験無線局	無線電信	講習
3	アマチュア無線局	無線電信	訓練
4	アマチュア無線局	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	講習

A-10 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由を電波法施行規則（第34条の3）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□Aを経過しない者であること。
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から□Bを経過していない者であること。
- ③ 主任無線従事者として選任される日以前□Cにおいて無線局（無線従事者の選任を要する無線局で□D以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が□Bに満たない者であること。

	A	B	C	D
1	3年	6箇月	5年間	実験局
2	3年	3箇月	3年間	アマチュア局
3	2年	3箇月	5年間	アマチュア局
4	2年	6箇月	3年間	実験局

A-11 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法（第59条及び第109条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① □A無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその□Bを漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ □Cがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる	存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者
2	何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる	内容	主任無線従事者
3	何人も、特定の相手方に対して行われる	内容	無線通信の業務に従事する者
4	何人も、特定の相手方に対して行われる	存在若しくは内容	主任無線従事者

A-12 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法（第74条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□Aにおいては、人命の救助、災害の救援、□Bの確保又は秩序の維持のために必要な通信を□Cに行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により□Cに通信を行かせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

	A	B	C
1	発生した場合	交通通信	電気通信事業者
2	発生した場合	電力の供給	無線局
3	発生し、又は発生するおそれがある場合	電力の供給	電気通信事業者
4	発生し、又は発生するおそれがある場合	交通通信	無線局

A-13 放送局の試験電波の発射について、無線局運用規則（第139条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。
- 2 放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中10分ごとを標準として、試験電波である旨及び当該放送事業者名を放送しなければならない。
- 3 放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。
- 4 放送局において試験電波を発射するときは、第14条（業務用語）第1項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によってその電波を変調することができる。

A-14 無線局の免許がその効力を失ったとき免許人であった者がとるべき措置について、電波法（第78条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遅滞なく、総務大臣に無線従事者の解任届を提出しなければならない。
- 2 遅滞なく、空中線を撤去しなければならない。
- 3 2年間、無線検査簿を保存しなければならない。
- 4 遅滞なく、総務大臣に無線業務日誌を提出しなければならない。

A-15 次の記述は、電波利用料について、電波法（第103条の2）の規定を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が□Aを直接の目的として行う事務の処理に要する費用（「□B」という。）の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに□C
- (2) 総合無線局管理ファイル（全無線局について第6条（免許の申請）第1項及び第2項並びに第27条の3（特定無線局の免許の申請）の書類並びに免許状に記載しなければならない事項その他の無線局の免許に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- (3) 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 特定周波数変更対策業務（第71条の3（指定周波数変更対策機関）第9項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）

A	B	C
1 電波利用の秩序の維持	電波利用共益費用	免許を要しない無線局の調査
2 電波利用の秩序の維持	電波監理費用	不法に開設された無線局の探査
3 無線局全体の受益	電波監理費用	免許を要しない無線局の調査
4 無線局全体の受益	電波利用共益費用	不法に開設された無線局の探査

B-1 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて、電波法(第31条及び第37条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の□ア以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- ③ ①の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) 26.175MHz□イ周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力□ウ以下のもの
 - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 放送局の送信設備であって、空中線電力□エ以下のもの
 - (6) □オにおいて使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | |
|----------|-------|--------|---------|---------|
| 1 標準周波数局 | 2 実験局 | 3 1ワット | 4 10ワット | 5 50ワット |
| 6 100ワット | 7 以下の | 8 を超える | 9 2分の1 | 10 5分の1 |

B-2 次に掲げる人工衛星局の条件のうち、電波法(第36条の2)に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- イ 人工衛星局は、その発射する電波の周波数をその許容偏差内に維持するため自動的に修正することができるものでなければならない。
- ウ 人工衛星局は、他の無線局の通信に混信を与えたときは、直ちに周波数の変更ができるものでなければならない。
- エ 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- オ 人工衛星局の無線設備の制御装置は、自動的に空中線電力を適正に調整できるものでなければならない。

B-3 次の記号をもって表示する電波の型式の記述のうち、電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「F1D」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令であるものを表示する。
- イ 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリであるものを表示する。
- ウ 「G7D」は、主搬送波の変調の型式が位相変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリであるものを表示する。
- エ 「F8E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)であるものを表示する。
- オ 「F9E」は、主搬送波の変調の型式が位相変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの及び伝送情報の型式がファクシミリであるものを表示する。

B-4 次の記述は、11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局(放送試験衛星局を含む。)の行う標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)の周波数帯幅等及び主搬送波の変調について、標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(第11条及び第12条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 使用する周波数帯幅は、□アとする。
- ② 主搬送波の周波数は、周波数帯幅の□イ周波数とする。
- ③ 主搬送波の変調の型式は、□ウとする。
- ④ 主搬送波を変調する信号は、映像信号、多重副搬送波(音声信号又はデータを伝送するための副搬送波をいう。以下同じ。)及び電力拡散信号とする。
- ⑤ 映像信号による主搬送波の周波数偏移は、その周波数偏移の^{せん}尖頭から^{せん}尖頭までの□エが17MHzとなるものとする。
- ⑥ 多重副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、±3.25MHzとする。
- ⑦ 電力拡散信号による主搬送波の周波数偏移は、その周波数偏移の^{せん}尖頭から^{せん}尖頭までの値が600kHzとなるものとする。
- ⑧ 主搬送波の周波数は、被写体の輝度が増加するとき□オへ偏移するものとする。

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|-------------------|-------|-------|
| 1 6MHz | 2 27MHz | 3 周波数変調 | 4 振幅変調 | 5 最大値 | 6 最小値 |
| 7 高い周波数 | 8 低い周波数 | 9 中央の | 10 下限より1,250kHz高い | | |

B-5 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法(第52条から第55条まで及び第110条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
 - (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、□ア、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。 (2) 通信を行うため□イのものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された□ウ内でなければ、運用してはならない。ただし、□エに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ □オの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------|
| 1 無線設備の設置場所 | 2 空中線の型式及び構成 | 3 運用許容時間 | 4 運用義務時間 |
| 5 ①の(1)から(6)まで | 6 ①の(1)から(4)まで | 7 ①、②、③の(1)又は④ | 8 ①又は② |
| 9 必要最小 | 10 十分 | | |